

※プロジェクト参加者として国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）が参加する場合には、バイ・ドール（データマネジメント）条項入り概算契約書に加えて、本「国外企業等が参加する場合の知的財産権に関する概算契約書」を用いることとする。

国外企業等が参加する場合の知的財産権に関する概算契約書

（国外企業等の特例）

- 第1条 乙が国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）であるときは、バイ・ドール（データマネジメント）条項入り概算契約書第24条第1項中「乙から譲り受けないものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲と乙との持分の合計のうち50%以上の持分は国に帰属するものとする。」とする。
- 2 委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請、審査請求、権利の成立に係る登録及び権利の維持に要するすべての費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。
- 3 甲と乙のみが共有する委託業務の成果に係る知的財産権について、甲は、第三者に対して実施許諾することができるものとし、乙はこれに同意するものとする。
- 4 前三項の規定は、再委託先等（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む。）が国外企業等である場合に準用する。